

## 令和元年度 第10回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年1月6日 月曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加藤 隆義	大内	河野 次見	豊洋	長友 富男
朝田	河野 劭文				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	岩尾 俊高	農地係長	藤本 寿美
管理係長	安部 順子	農地係主査	阿部 清伸

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 46号	農地法第3条の申請について
議案第 47号	農地法第5条の申請について
議案第 48号	非農地証明願いについて
議案第 49号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
議案第 50号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 51号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	<p>それでは、令和元年度第10回農委員会総会を開会いたします。</p> <p>( 13時30分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員と、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>並びに<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第46号から議案第51号までの6議案21件が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第46号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、新年明けましておめでとうございます。事務局の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>です。本年もよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第46号」「農地法3条の申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、譲受人、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>歳。申請土地になります、大字<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>字<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、地番<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、地目、台帳、現況ともに<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、地積<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>m<sup>2</sup>、ほか<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>筆、合計<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>筆の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>m<sup>2</sup>、譲受人の経営面積は、田<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>a、畑<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>a、計<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>a、理由といたしましては、高齢のため耕作の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農地委員よりお願いします。</p>
<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員	<p><span style="background-color: black; color: black;">                    </span>地区担当の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>です。本年もよろしく申し上げます。</p> <p>先月の12月17日に<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員と事務局職員と現地確認を行いました。申請地は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>方面に約3km上ったところにある、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>地区の集会所の付近です。</p> <p>申請理由は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんが高齢のため、申請地付近に住んでいる<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに譲りたいとのことで話がまとまったようです。どうぞ審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>1番について、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員	<p>今、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農地委員の言ったとおりです。1番は、今まで自分が耕作していた土地なので、よく状況は分かります。本人は高齢で耕作できないため、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんが買うという話がまとまったということです。審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢のため、経営規模縮小を考えています。現在、譲受人は譲渡人の隣の農地を耕作しており、今回耕作の都合がよく、売買の話もまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの所有農地は、これ以外に約<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p><span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になり</p>

	<p>ます。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件が、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第46号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第46号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第46号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に「議案第47号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。一般転用の1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の■■■■です。本年もよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、2ページをお願いします。</p> <p>「議案第47号」「農地法第5条の申請について」、農地法第5条第3項により、下記のとおり許可申請があったので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>一般転用になります。</p> <p>番号1番です。申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>申請内容は、車両置場用地、申請理由は、遊休農地の有効活用として、申請地を譲り受け、不足している車両置き場として使用したいというものです。第2種農地で、一部追認になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員よりお願いします。</p>
委員	<p>おめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。</p> <p>先月の7日に■■■■委員、事務局とで現地確認をしました。申請地は、■■■■区の公民館の近くです。■■■■さんが、高齢のために管理ができていない農地を■■■■さんが譲り受け、車の置き場として使用したいとのことですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>皆さん、おめでとうございます。今年もどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>この申請については、今、■■■■委員がおっしゃるとおりです。耕作放棄地となっていて、かなり雑草が生い茂っております。見た目も非常に悪いということで、近所には住宅が4軒ほど見受けられました。</p> <p>転用者が、きちんと管理していただければ、非常にいい土地になるのではないかと考えています。よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>



議長	2番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員	今、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員の説明のとおりで、管理もできています。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんは、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>に住んでいることから、農地の管理に困っていました。一方、転用者の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>にある会社ですが、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>だけでなく<span style="background-color: black; color: black;">          </span>や<span style="background-color: black; color: black;">          </span>を中心に<span style="background-color: black; color: black;">          </span>を営んでいて、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を探していました。そのため、双方が話し合い、申請地の管理を条件に、期間<span style="background-color: black; color: black;">      </span>年の使用貸借契約を結び、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>へと転用するものです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>先ほども申しましたが、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>は、以前から<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を探していて、申請地が<span style="background-color: black; color: black;">          </span>から<span style="background-color: black; color: black;">          </span>までのほぼ中間に位置すること、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>に面し<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の出入りが容易であること、必要な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。農用地区域外の農地であることも確認しています。</p> <p>続いて一般基準です。申請地の南側は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に、西側は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に、北側は<span style="background-color: black; color: black;">          </span>に、東側は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に接しています。北側の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の所有者からの承諾書はいただいておりますが、東側の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の所有者の行方がわからず、承諾書がありません。かわりに今回の転用に関し、問題が生じた場合は、転用者が責任を持って対応する旨の書面をいただいております。</p> <p>次に、整備計画です。<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の土地には、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を約<span style="background-color: black; color: black;">      </span>m<sup>2</sup>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の土地には、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を約<span style="background-color: black; color: black;">      </span>m<sup>2</sup>保管する計画書が提出されています。また、周辺には人家がありますので、土埃が飛ばないように十分な処置をするよう指導しています。雨水については、今までどおり自然浸透と南側の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>へ放流する計画です。整備に対する資金計画につきましては、整地などの工事を全て<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>が行うため不要です。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については、許可相当と考えられます。</p> <p>補足ですが、使用貸借契約の期間は<span style="background-color: black; color: black;">      </span>年ですが、期間満了前に双方が協議することで、使用期間の延長ができる契約内容になっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第47号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第47号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第47号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第48号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について事務局の



	以上です。
議長	2番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農地委員よりお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> を下りますと、一番下の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> といいます。その <span style="background-color: black; color: black;">      </span> の一番奥といいますか、南側に <span style="background-color: black; color: black;">      </span> があります。以前、この土地を転用したのですが、地目変更ができていなかったということで、改めて非農地証明申請を行うということです。よろしくお願いします。
議長	2番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員	今、 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員が言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月17日に<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農地委員と<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、昭和60年3月5日付け指令農政第5—524号で、農地法第5条による転用許可を受け、所有権移転に伴い、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>ための<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>用地として転用された土地です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の2「農地法第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地」に該当します。農用地区域内の農地であることも確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>補足です。昭和60年に所有権移転と同時に地目変更がなされていれば問題がなかったのですが、地目変更がなされておらず、また許可証を紛失していて、許可証の再交付期限が10年前までのため再発行もできませんので、今回の非農地書面の申請となりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>4ページをお願いします。番号3番、申請者、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、申請の土地、大字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地目、<span style="background-color: black; color: black;">      </span>、地積<span style="background-color: black; color: black;">      </span>m<sup>2</sup>、ほか<span style="background-color: black; color: black;">      </span>筆、合計<span style="background-color: black; color: black;">      </span>筆の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地の状況は山林です。</p> <p>転用又は耕作放棄された理由は、父親が管理している土地であるが、高齢になったことから管理ができず、昭和60年頃に無断でヒノキを植えてしまったからです。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農地委員よりお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員	ここは、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> の <span style="background-color: black; color: black;">          </span> の南側、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> のほうになります。以前、転用された場所も近くにあるのですが、その隣になります。 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> の倉庫の裏側になります。現在は、ヒノキが生えていまして、写真のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	3番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員	今、 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 農地委員が言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>これも現地を12月17日に<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農地委員と<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は全筆、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p>

	<p>申請者は、平成23年に相続により農地申請地を取得しています。</p> <p>申請地は、申請者の父親が管理をしていた土地ですが、高齢になったことから管理ができなくなり、昭和60年頃に無断でヒノキを植えてしまったようです。この件につきましては、申請者名で始末書の提出があります。</p> <p>これは、証明書発行基準留意事項第4の5、平成24年5月11日付け農地振第160号「現況証明書の発行基準要領の改正について」が施行された時点で非農地化後20年以上経過しており、中略しますが、「農業委員会がその土地の現況、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地等以外のものになった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当ではないと判断した土地については、証明書を発行できるものとする」に該当します。農用地区域外の農地であることも確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上の事から非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このまま山林として管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号4番です。申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は、原野です。</p> <p>転用又は耕作放棄された理由は、以前から進入路が狭く、農機具の搬入が困難な土地であったが、周囲の農地が荒れたことから用水路もなくなり、平成12年頃に耕作を断念したため、竹や葛が生い茂ってしまったことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農地委員よりお願いします。
■■■委員	<p>現地を説明いたしますと、■■■■の■■■■の交差点を右折しまして、■■■■方面に300mくらい行った右側になります。現状は、雑草や、竹が生えていまして、農地に復元することはできないのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	私も現地を確認しましたが、もう農地に戻すことは不可能というように判断いたしました。今、■■■■さんの言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月17日に■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。■■■■と■■■■の土地につきましては、農地法第30条第3項第2号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>申請者は、平成2年贈与により申請地を取得しています。</p> <p>申請地は贈与により取得した農地ですが、進入路が狭く機械の搬入が困難な場所のため、周囲ではだんだんと耕作放棄地が増え、そのため用水路もつぶれてしまったことから、申請者も平成12年頃に耕作を断念したそうで、現在では竹や葛が生い茂った状態です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4「森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な</p>

	<p>条件整備が著しく困難な場合」に該当します。農用地区域外の農地であることも確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから非農地証明の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このまま原野として管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第48号」「非農地証明願いについて」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第48号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第48号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に「議案第49号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の[ ]です。今年もよろしく申し上げます。</p> <p>この決議の提案についてですが、昨年10月に本県及び奈良県で農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農業委員会組織への県民の信頼を大きく損なうこととなりました。</p> <p>このことを踏まえ、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。杵築市農業委員会としましても、改めて綱紀粛正の徹底を図っていくこととし、今回の決議を提案いたしました。</p> <p>読み上げて、ご提案いたします。</p> <p>「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和2月1月6日、杵築市農業委員会。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第49号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、事務局から説明</p>

	がありました。各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第49号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、これを採択することにご異議ございませんか。採択される方は拍手をお願いします。
各委員	拍手多数
議長	拍手多数でありますので、「議案第49号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、採択することに決めます。
議長	次に「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番については「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員には退出していただきたいと思ひます。
	< <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員 退出>
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書6ページをごらんください。 「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。 ア、利用権の設定、番号1番、申請人、貸人、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、借人、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 。 申請の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、地目、 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 、地積 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> m <sup>2</sup> 、合計 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 筆の <span style="background-color: black; color: black;">      </span> m <sup>2</sup> 。設定期間は <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 年の再設定で、借人の経営面積は、畑のみ <span style="background-color: black; color: black;">      </span> aであります。 補足説明です。 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> は、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> を栽培しております。 以上です。
議長	只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番は、これを承認することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員 入室>
議長	次に「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番と5番を審議します。「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員には退出していただきたいと思ひます。

	< ■■■ 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	<p>先ほど説明をしておけばよかったのですが、今回、議事参与の制限に当たる農業委員さん、農地委員さんが4名いらっしゃいます。あと2名いらっしゃいますので、またご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、議案書7ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■区、■■■、借人、■■■区、■■■、■■■歳。</p> <p>申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。設定期間は■■■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■区、■■■、借人は、同じであります。</p> <p>申請の土地であります。大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡、設定期間等は同じです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番と5番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番と5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の4番と5番は、これを承認することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■ 委員 入室 >
議長	次に「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の設定の11番を先に審議します。「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■委員には退出していただきたいと思います。
	< ■■■ 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書9ページをごらんください。</p> <p>所有権の設定の番号11番であります。申請人、譲渡人、■■■、■■■、譲受人、大分市公益社団法人分県農業農村振興公社理事長 森本亨。</p> <p>申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡です。</p> <p>これは、農地売買等支援事業を使いまして、公社の買入事業になります。</p> <p>この先、公社の名義にいたしまして、その後には■■■さんに売る計画でありますので、■■■</p>

	<p>さんに退出していただきました。 以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の11番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の11番は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。</p>
	<p>&lt; ■■■■委員 入室 &gt;</p>
議長	<p>次に「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の7番と8番と12番、「議案第51号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■■委員には退出していただきたいと思えます。</p>
	<p>&lt; ■■■■委員 退出 &gt;</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書8ページをごらんください。      利用権設定の番号7番であります。申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 森本亨。      申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡。設定期間は■年で、借人の経営面積はありません。      続きまして、番号8番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、■■■■。      申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。      続きまして、所有権設定の番号12番をごらんください。      議案書9ページです。申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業振興公社理事長 森本亨。      申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。これは、農地売買等支援事業の公社買入事業になりまして、この土地は、■■■■が買うということで、先ほどの■筆は、■■■■が、農地を借りるという案件になります。      以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の7番と8番と12番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>



	<p>区)、 申請の土地になります、大字、地番、地目、地積m<sup>2</sup>、合計筆のm<sup>2</sup>、設定期間は年新規で、借人の経営面積は、田a、畑a、計aとなります。</p> <p>以下、同じ項目がある場合は、省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号3番、借人、区(区)、 申請の土地になります、大字、地番、地目、地積m<sup>2</sup>、ほか筆、合計筆のm<sup>2</sup>。設定期間は年新規で、借人の経営面積は、田a、畑a、計aであります。</p> <p>続きまして、議案番号6番をごらんください。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、区、 続きまして、議案番号6番をごらんください。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、区、 申請の土地になります、大字、地番、地目、地積m<sup>2</sup>、ほか筆、合計筆のm<sup>2</sup>。設定期間は年新規で、借人の経営面積は、田のみaであります。</p> <p>続きまして、所有権の設定の番号9番をごらんください。議案書8ページになります。</p> <p>番号9番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業振興公社理事長 森本亨、譲受人、地区、 申請の土地になります、大字、地番、地目、地積m<sup>2</sup>、ほか筆、合計筆のm<sup>2</sup>。これは、農地売買等支援事業の公社の売渡になります。借人の経営面積は、田のみaであります。</p> <p>続きまして、番号10番、申請人、譲渡人、公益社団法人大分県農業振興公社理事長 森本亨、譲受人、区、 申請の土地になります、大字、地番、地目、地積m<sup>2</sup>、合計筆のm<sup>2</sup>。設定期間はありません。これも農地売買等支援事業の公社売渡になります。借人の経営面積は、田a、畑a、計aであります。</p> <p>貸し手農家数は全部で戸、借り手農家数戸、利用権設定面積が全部で、m<sup>2</sup>、所有権設定はm<sup>2</sup>、合計m<sup>2</sup>になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」2番、3番、6番、9番、10番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」2番、3番、6番、9番、10番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第50号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」2番、3番、6番、9番、10番については、これを承認することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和元年度第10回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(15時46分 終了)